

第8章 そ の 他

1 建築確認申請者に対する都市計画法に適合する旨の書面交付（規則第60条）

(開発行為又は建築に関する証明書等の交付)

規則第六十条 建築基準法第六条第一項（同法第八十八条第一項 又は第二項において準用する場合を含む。）又は第六条の二第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条、第四十三条第一項又は第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事（指定都市等における場合にあつては当該指定都市等の長とし、指定都市等以外の市における場合（法第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める場合に限る。）にあつては当該市の長とし、法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条又は第四十三条第一項の事務が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により市町村が処理することとされている場合又は法第八十六条の規定により港務局の長に委任されている場合にあつては当該市町村の長又は港務局の長とする。）に求めることができる。

(開発行為又は建築に関する証明書の交付の申請)

県規制規則第二十三条 省令第六十条に規定する書面の交付を受けようとする者は、開発行為又は建築に関する証明書交付申請書（別記様式第二十三号）を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する証明書は、別記様式第二十四号によるものとする。

建築基準法は、いわゆる建築確認において、その計画が、都市計画法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条、第43条第1項又は第53条第1項の規定のすべてに適合していることも、確認を受けるべき内容としています。そこで、建築基準法施行規則は、建築確認の申請に当たっては、原則として、その計画が、先の都市計画法の規定に適合していることを証する書面（「適合証明書」といいます。）を添付することとしています。

これを受け、都市計画法施行規則第60条は、建築確認を受けようとする者は、開発許可権者に対し、適合証明書の交付を求めることが出来るとしています。

したがって、開発許可権者は、その計画が都市計画法の規定に適合することを確認した場合は、適合証明書を交付しなければなりません。

適合証明書の請求手続きや様式については、県規制規則第23条に規定されています。

2 不服申立て（法第50条、法第51条）

（不服申立て）

法第五十条 第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書若しくは第四十三条第一項の規定に基づく处分若しくはその不作為又はこれらの規定に違反した者に対する第八十一条第一項の規定に基づく監督処分についての審査請求は、開発審査会に対してするものとする。

この場合において、不作為についての審査請求は、開発審査会に代えて、当該不作為に係る都道府県知事に対してすることもできる。

2 開発審査会は、前項前段の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）から二月以内に、裁決をしなければならない。

3 開発審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、処分をした行政庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。

4 第一項前段の規定による審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前項の口頭審理については、同法第九条第三項の規定により読み替えられた同法第三十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

法第五十一条 第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の規定による処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、審査請求をすることができない。

2 行政不服審査法第二十二条の規定は、前項に規定する処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

この条文は、開発許可等の処分又はこれに係る不作為に関する不服申立ての規定です。開発許可等の処分等に関する不服申立てについては、法第50条から第51条が、特別法として、行政不服審査法に優先して適用されます。そのため、法第50条第1項前段に掲げる事項に関する審査請求については、開発審査会に対し審査請求を行います。

開発審査会で処理することとされている理由として、特に第三者による公正な判断が必要であること、専門的な知識を必要とすること、迅速な処理を要すること等が挙げられます。

法第50条第1項前段で規定する開発審査会に対する審査請求の対象となる事項は次表のとおりです。

該当条項	内 容	
法第29条第1項若しくは第2項	開発行為の許可	処分若しくは不作為（法令に基づく申請に対し相当な期間が過ぎても処分をしないこと）
法第35条の2第1項	開発行為の変更の許可	
法第41条第2項ただし書	形態制限を定めた場合の制限以外の建築許可	
法第42条第1項ただし書	予定建築物以外の建築等の許可	
法第43条第1項	建築等の許可	
法第81条第1項	上記の規定に違反した者に対する監督処分	

また、都市計画法第50条第1項前段に掲げる処分又は不作為以外のものについては、開発審査会に審査請求をすることができず、行政不服審査法に基づき行うことになります。

3 開発審査会（法第78条、令第43条）

（開発審査会）

法第七十八条 第五十条第一項前段に規定する審査請求に対する裁決その他この法律によりその権限に属させられた事項を行わせるため、都道府県及び指定都市等に、開発審査会を置く。

- 2 開発審査会は、委員五人以上をもつて組織する。
- 3 委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事又は指定都市等の長が任命する。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
 - 一 破産者で復権を得ない者
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 5 都道府県知事又は指定都市等の長は、委員が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。
- 6 都道府県知事又は指定都市等の長は、その任命に係る委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。
- 7 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に關係のある事件については、第五十条第一項前段に規定する審査請求に対する裁決に関する議事に加わることができない。
- 8 第二項から前項までに定めるもののほか、開発審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県又は指定都市等の条例で定める。

（開発審査会の組織及び運営に関する基準）

令第四十三条 法第七十八条第八項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 開発審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定めるものとする。
- 二 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するものとする。
- 三 開発審査会は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者。次号において同じ。）のほか、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができないものとする。
- 四 開発審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

本条は開発審査会の組織及び運営に関して定められた規定です。

（1）開発審査会の組織

開発審査会は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関し優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関して公正な判断をすることができる者のうちから、知事又は指定都市等の長が任命した5人以上の

委員によって構成されており、都道府県及び指定都市等に置くこととされています。

(2) 開発審査会の権限

ア 審査請求に対する裁決

開発許可等の処分若しくはこれに係る不作為又はこれらに違反した者に対する監督処分に関する審査請求に対する裁決を行います。(法第50条)

イ 市街化調整区域における次の開発許可に関する審議

市街化区域で行なうことが困難又は不適当であり、かつ、市街化を促進するおそれがないと認められるもの。(法第34条第14号、令第36条第1項第3号ホ)

ウ 区画整理事業の審議

個人施行又は組合施行の土地区画整理事業の知事認可の際の審議(土地区画整理法第9条第2項及び第21条第2項)

4 違反行為に対する罰則等（法第80条、法第81条、令第42条、規則第59条、規則第59条の2）

(報告、勧告、援助等)

法第八十条 国土交通大臣は国の機関以外の施行者に対し、都道府県知事は施行者である市町村又はこの法律の規定による許可、認可若しくは承認を受けた者に対し、市町村長はこの法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすることができる。

2 市町村又は施行者は、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、都市計画の決定若しくは変更又は都市計画事業の施行の準備若しくは施行のため、それぞれ都市計画又は都市計画事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

(監督処分等)

法第八十一条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者
 - 二 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
 - 三 この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者
 - 四 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者
- 2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
- 3 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 4 前項の標識は、第一項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

(公告の方法等)

令第四十二条 法第五十二条の三第一項（法第五十七条の四において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項、第六十条の二第二項、第六十六条又は第八十一条第二項の公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市長（法第五十五条第四項の規定により、法第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として公告された者があるときは、その者）、施行予定者又

は施行者は、法第六十条の二第二項、第五十七条第一項、第五十二条の三第一項（法第五十七条の四において準用する場合を含む。）又は第六十六条の公告をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を施行予定者が定められている都市計画施設の区域等、事業予定地、市街地開発事業等予定区域の区域又は事業地内の適当な場所に掲示しなければならない。

- 3 都道府県知事又は市長は、法第八十一条第二項の公告をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を当該公告に係る措置を行おうとする土地の付近その他の適当な場所に掲示しなければならない。

規則第五十九条 法第八十一条第二項の公告をした場合における令第四十二条第三項の規定による掲示は、その公告をした日から十日間しなければならない。

（公示の方法）

規則第五十九条の二 法第八十一条第三項の国土交通省令で定める方法は、国土交通大臣の命令に係るものにあつては官報への掲載、都道府県知事又は市町村長の命令に係るものにあつては当該都道府県又は市の公報への掲載とする。

（1）勧告、報告、援助等（法第80条）

本条は、開発許可権者が、本法の規定による許可又は承認を受けた者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告若しくは助言をする権限について規定したものです。

本条の規定により報告若しくは資料の提出を求める相手方又は勧告若しくは助言をする相手方は、本法の規定による許可又は承認を受けた者であり、それ以外の者は対象となりません。また、報告若しくは資料の提出を求め得る事項又は勧告若しくは助言をする事項は、本法の施行のため必要な限度に限られます。

なお、本条の規定により報告又は資料の提出を求められ、それに応ぜず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、法第93条第2号の規定により処罰されることとなります。

（2）監督処分（法第81条）

許可権者は、都市計画法による命令に従わない者、承認等処分に違反した者、違反の事実を知って違反物件を譲り受けたり、使用する権利を取得した者、不正な手段により許可等を得た者等に対して、許可、承認、確認の取り消し等を行い、工事その他の行為の停止、除却、移転等是正措置をとることを命ずることができます。

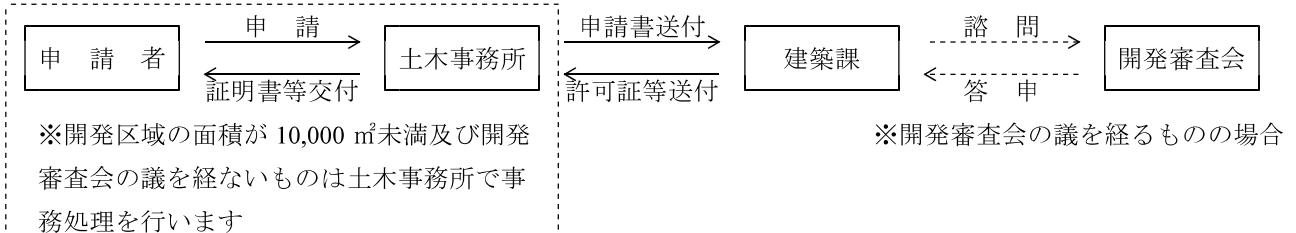
また、監督処分に係る物件について、監督処分が行われていることが公示されることになり、その方法は標識（280頁参照）の設置及び公報への掲示となります。

許可等を取り消す不利益処分をしようとするとき及び許可権者が相当と認めるときにおいては、行政手続法（平成5年法第88号）第13条の規定により聴聞を行い、その他の場合には弁明の機会を付与することになります。

法律により直接命ぜられ、または法律に基づき行政庁により命ぜられた行為について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき、当該行政庁は代執行をすることができます。

5 申請書等書類の事務処理

1. 許可、承認及び証明に係るもの（法第29条、法第35条の2、法第37条、法第41条、法第42条、法第43条、法第45条、規則第60条）



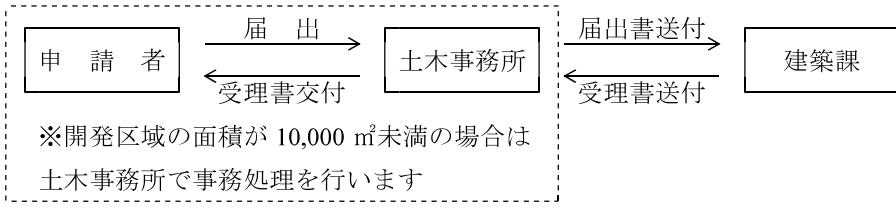
※ア 申請書等書類の提出先は、開発区域及び建築物の建築又は用途変更に係る土地の区域を管轄する土木事務所（土木事務所の管轄区域の詳細は183頁を参照）になります。（県規制規則第2条第1項）

イ 申請書又は届出書の提出部数は、開発区域の面積が10,000m²以上及び開発審査会の議を経るものは3部（正本1部、副本2部）、それ以外は2部（正本1部、副本1部）です。（県規制規則第2条第2項）

また、開発審査会の議を経るものは別途説明資料（145頁を参照）15部を審査会開催日の10日前までに事務局へ提出してください。（審査会予定日の30日前までに開発行為（建築）許可申請書の審査が終了していること）

ウ 開発区域の面積が10,000m²未満及び開発審査会の議を経ないものは、土木事務所で事務処理されます。（事務分担の詳細については183頁を参照）

2. 届出に係るもの（法第35条の2第3項、法第36条、法第38条、法第44条、県規制規則第11条）



※ 上記※ア、イ、ウを参照してください。

※ ただし、法第36条及び県規制規則第11条に係る届出の場合は上記によらず、提出部数は2部とし、受理書の交付は行わない。また、土木事務所で事務処理を行うものについては、提出部数は1部とし、受理書の交付は行わない。

3. 開発登録簿の閲覧又は写し交付申請に係るもの（法第47条）

- 1) 開発区域の面積が10,000m²以上の場合



- 2) 開発区域の面積が10,000m²未満の場合



※ア 申請書の提出先は、開発区域の面積が10,000m²以上の場合は建築課、開発区域の面積が10,000m²未満の場合は申請地を管轄する土木事務所になります。

イ 申請書の提出部数は、提出先が建築課、土木事務所どちらの場合であっても1部です。（県規制規則第22条）

6 申請手数料（群馬県開発行為許可等手数料条例）

開発許可申請等手数料

平成13年5月18日改正

区分	開発区域 の面積	自己居住用	自己業務用	その他	法第35条の2 (変更許可)
法第29条 第1項 又は 第2項 (開発許可)	0.1ha未満	8,600	13,000	86,000	①設計変更(開発区域減を含む) 左の金額の1/10 ②敷地増 敷地増加分に対応した左の金額と同じ ③その他の変更 10,000円 ④変更が①～③に重複する場合 その合計金額 (ただし上限額 870,000円)
	0.1以上	22,000	30,000	130,000	
	0.3ha未満				
	0.3以上	43,000	65,000	190,000	
	0.6ha未満				
	0.6以上	86,000	120,000	260,000	
	1.0ha未満				
	1.0以上	130,000	200,000	390,000	
	3.0ha未満				
	3.0以上	170,000	270,000	510,000	
	6.0ha未満				
	6.0以上	220,000	340,000	660,000	
	10.0ha未満				
	10.0ha以上	300,000	480,000	870,000	
法第41条第2項ただし書 (建築面積の割合等の特例許可)					46,000
法第42条第1項ただし書 (開発許可を受けた土地における建築許可)					26,000
法第43条第1項 (開発許可を受けた土地以外の土地における建築許可)	敷地面積				
	0.1ha未満				6,900
	0.1以上0.3ha未満				18,000
	0.3以上0.6ha未満				39,000
	0.6以上1.0ha未満				69,000
	1.0ha以上				97,000
法第45条 (地位の承継承認)	開発区域面積	自己居住用	自己業務用	その他	
	1.0ha未満	1,700	1,700	17,000	
	1.0ha以上	1,700	2,700	17,000	
法第47条第5項 (開発登録簿の写し交付)					470

※根拠：群馬県開発行為許可等手数料条例第2条

(単位：円)

7 都市計画区域一覧表

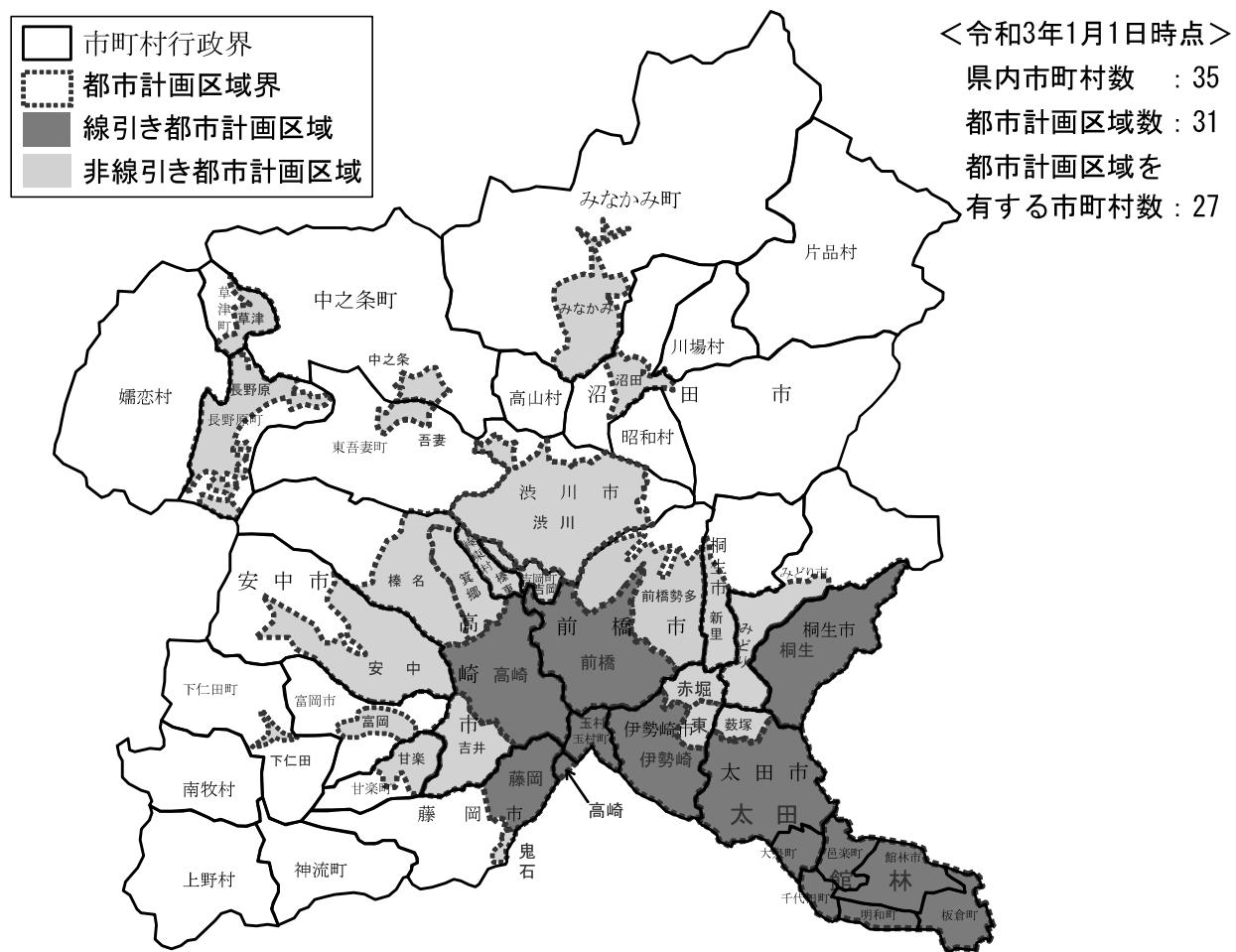
令和3年4月1日現在

都市計画区域名 (※1)	線引き 区域範囲	当初 線引き 年月日	都市計画区域範囲 (※2)	市町村	許認可権限の 経過 (県からの委譲等)
前橋	(全域)	S46. 3.31	(全域)	前橋市	S60.4.1~ 事務委任
前橋勢多 (旧大胡)	(無)		(全域)	H16.12.5 大胡町、宮城村、粕川村が、H21.5.5 富士見村が前橋市へ編入合併)	H13.4.1~ 特例市
(旧宮城)	(無)		(一部)		H21.4.1~ 中核市
(旧粕川)	(無)		(一部)		
(旧富士見)	(無)		(一部)		
高崎	(全域)	《下欄参照》		高崎市	S57.4.1~ 事務委任
(旧高崎)	(全域)	S46. 3.31	(全域)	(H18.1.23 群馬町、新町、箕郷町、他1村が、H18.10.1 榛名町が、H21.6.1 吉井町が高崎市へ編入合併)	S59.4.1~ 事務委任
(旧群馬)	(全域)	S50. 7. 1	(全域)		H13.4.1~ 特例市
(旧新町)	(全域)	S52. 8.31	(全域)		H23.4.1~ 中核市
榛名	(無)		(全域)		
箕郷	(無)		(全域)		
吉井	(無)		(全域)		
桐生	(全域)	S48.12.20	(全域)	桐生市	H 2.4.1~ 事務委任
新里	(無)		(全域)	(H17.6.13 新里村、他1村が桐生市へ編入合併)	
伊勢崎	(全域)	《下欄参照》		伊勢崎市	H 5.4.1~ 事務委任
(旧伊勢崎)	(全域)	S46. 3.31	(全域)	(H17.1.1 伊勢崎市、赤堀町、東村、境町が新設合併して伊勢崎市へ)	H19.4.1~特例市
(旧境)	(全域)	S46. 3.31	(全域)		H27.4.1~施行時特例市
赤堀	(無)		(全域)		
東	(無)		(全域)		
太田	(全域)	S46.12.25	(全域)	大泉町	県
			(全域)	太田市	H 3.4.1~ 事務委任
			(全域)	(H17.3.28 太田市、尾島町、新田町、藪塚本町が新設合併して太田市へ)	H19.4.1~特例市
藪塚	(無)		(全域)		H27.4.1~施行時特例市
沼田	(無)		(一部)	沼田市	県
館林	(全域)	S52. 8.31	(全域)	館林市	H16.4.1~ 事務委任
			(全域)	板倉町、明和町、千代田町、邑楽町	県
渋川	(無)			渋川市	県
(旧渋川)	(無)		(全域)	(H18.2.20 渋川市、伊香保町、子持村、北橘村、小野上村、赤城村が新設合併して渋川市へ)	県
(旧伊香保)	(無)		(全域)		
(旧子持)	(無)		(一部)		
(旧北橘)	(無)		(全域)		
(旧赤城村)	(無)		(一部)		
(旧小野上)	(無)		(一部)		
藤岡	(全域)	S62. 7. 1	(一部)	藤岡市	H19.4.1~ 事務委任
鬼石	(無)		(一部)	(H18.1.1 鬼石町が藤岡市へ編入合併)	
富岡	(無)		(一部)	富岡市	県
安中	(無)			安中市	県
(旧安中)	(無)		(全域)	(H18.3.18 安中市、松井田町が新設合併して安中市へ)	
(旧松井田)	(無)		(一部)		
榛東	(無)		(全域)	榛東村	県
吉岡	(無)		(全域)	吉岡町	県
下仁田	(無)		(一部)	下仁田町	県
甘楽	(無)		(一部)	甘楽町	県
中之条	(無)		(一部)	中之条町	県
吾妻	(無)		(一部)	東吾妻町	県
長野原	(無)		(一部)	長野原町	県
草津	(無)		(一部)	草津町	県
みなかみ	(無)			みなかみ町	県
(旧月夜野)	(無)		(一部)	(H17.10.1 月夜野町、水上町、他1村が新設合併してみなかみ町へ)	
(旧水上)	(無)		(一部)		
玉村	(全域)	H3. 3.15	(全域)	玉村町	県
みどり	(無)			みどり市	県
(旧笠懸)	(無)		(全域)	(H18.3.27 笠懸町、大間々町、他1村が新設合併してみどり市へ)	
(旧大間々)	(無)		(全域)		

(※1) 都市計画区域毎に情報を整理しています。都市計画区域の指定の無い市町村の情報は掲載していません。

(※2) 「都市計画区域範囲」とは、市町村（H24.12.1 以前）を単位とした都市計画区域の指定状況（範囲）を示しています。

8 群馬県都市計画区域図



9 県庁・土木事務所一覧表

名 称	郵便番号／所在地	電 話 番 号	業務区域
群馬県 庁 (建築課)	371-8570 前橋市大手町一丁目1-1	(直通) 027-226-3704	県内全域（中核市、施行時特例市及び事務処理市区域を除く）
前橋土木事務所 (建築係)	371-0051 前橋市上細井町2142-1	(直通) 027-234-4215	渋川市、北群馬郡榛東村、北群馬郡吉岡町、佐波郡玉村町
高崎土木事務所 (建築係)	370-0805 高崎市台町4-3	(直通) 027-322-4300	富岡市、安中市、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、甘楽郡甘楽町
中之条土木事務所 (建築係)	377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町709-1	0279-75-3047	吾妻郡中之条町、吾妻郡長野原町、吾妻郡嬬恋村、吾妻郡草津町、吾妻郡高山村、吾妻郡東吾妻町
沼田土木事務所 (建築係)	378-0031 沼田市薄根町4412	0278-24-5511	沼田市、利根郡片品村、利根郡川場村、利根郡昭和村、利根郡みなかみ町
太田土木事務所 (建築係)	373-0033 太田市西本町60-27	(直通) 0276-32-2937	みどり市、邑楽郡板倉町、邑楽郡明和町、邑楽郡千代田町、邑楽郡大泉町、邑楽郡邑楽町

10 県庁・土木事務所における事務分担

都市計画法条文	県 庁 处 理	土木事務所処理(※)
法第29条開発許可	開発面積10,000m ² 以上及び法第34条第14号の申請（開発審査会対象）	開発面積10,000m ² 未満の申請（開発審査会対象を除く）
法第35条の2変更許可	開発面積10,000m ² 以上及び開発審査会対象の申請	開発面積10,000m ² 未満の申請（開発審査会対象を除く）
法第36条検査済証	開発面積10,000m ² 以上の検査	開発面積10,000m ² 未満の検査
法第37条建築承認	開発面積10,000m ² 以上の申請	開発面積10,000m ² 未満の申請
法第42条建築許可	敷地面積10,000m ² 以上及び開発審査会対象の申請	敷地面積10,000m ² 未満の申請（開発審査会対象を除く）
法第43条建築許可	敷地面積10,000m ² 以上及び令第36条第1項第3号ホの申請（開発審査会対象）	敷地面積10,000m ² 未満の申請（開発審査会対象を除く）
法第45条地位の承継承認	開発面積10,000m ² 以上及び開発審査会対象の申請	開発面積10,000m ² 未満の申請（開発審査会対象を除く）
法第47条開発登録簿の写しの交付	開発面積10,000m ² 以上に係わるもの	開発面積10,000m ² 未満に係わるもの
規則第60条証明	敷地面積10,000m ² 以上及び開発審査会の議を経たもの	敷地面積10,000m ² 未満のもの（開発審査会の議を経たものを除く）

※前橋、高崎、中之条、沼田及び太田の5土木事務所を示します。

11 群馬県内中核市・施行時特例市一覧表

名 称	事務担当課	郵便番号	所在地	電話番号
前 橋 市	建築指導課	371-8601	前橋市大手町二丁目12-1	(直通) 027-898-6758
高 崎 市	開発指導課	370-8501	高崎市高松町35-1	(直通) 027-321-1356
伊勢崎市	建築指導課	372-8501	伊勢崎市今泉町二丁目410	(直通) 0270-27-2762
太 田 市	建築指導課	373-8718	太田市浜町2-35	(直通) 0276-47-1837

※地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市である「前橋市、高崎市」及び、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条の施行時特例市である「伊勢崎市、太田市」の区域内にあっては、当該各市に開発許可等の許認可権限があります。

12 群馬県内事務処理市一覧表

名 称	事務担当課	郵便番号	所在地	電話番号
桐 生 市	建築指導課	376-8501	桐生市織姫町1-1	0277-46-1111 内線674
館 林 市	都市計画課	374-8501	館林市城町1-1	0276-72-4111 内線410
藤 岡 市	都市計画課	375-8601	藤岡市中栗須327	(直通) 0274-40-2827

※地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項及び、群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年群馬県条例第四十三号）第二条第一項により「桐生市、館林市、藤岡市」の区域内にあっては、当該各市に開発許可等の許認可権限があります。（群馬県より各市に権限が委譲されています。）